平成31年労第182号

主文

本件再審査請求を棄却する。

事実及び理由

第1 再審査請求の趣旨

労働基準監督署長(以下「監督署長」という。)が平成30年9月3日付けで再審査請求人(以下「請求人」という。)に対してした労働者災害補償保険法による休業補償給付を支給しない旨の処分を取り消すことを求める。

第2 事案の概要

- 1 請求人は、平成5年2月22日、Aに所在するB会社(以下「会社」という。) に雇用され、会社の各部門で勤務後、平成25年7月1日付けで総務部長兼経営 企画室長に、平成28年7月1日付けで営業部長に就任し、同部の管理者として 従事していた。
- 2 請求人によると、総務部では、違法な人事異動を行うことを強要され、営業部では会社の存亡に関わるようなトラブル対応に振り回され、実現不可能なノルマの達成を指示され、連日、社長から叱責を受けていたという。請求人は、平成28年8月6日、C医療機関を受診し、「うつ病」と診断された。
- 3 請求人は、精神障害を発病したのは業務上の事由によるものであるとして、平成29年3月21日から同年11月30日までの間の休業補償給付の請求をしたところ、監督署長はこれを支給しない旨の処分(以下「本件処分」という。)をしたことから、本件処分を不服として同処分の取消しを求める事案である。
- 4 請求人は、労働者災害補償保険審査官(以下「審査官」という。)に対し審査 請求をしたところ、審査官が平成31年2月25日付けでこれを棄却する旨の決 定をしたことから、更にこの決定を不服として本件再審査請求をした。

第3 当事者の主張の要旨

1 請求人

(略)

2 原処分庁

(略)

第4 争 点

請求人に発病した精神障害が業務上の事由によるものであると認められるか。

第5 審査資料

(略)

- 第6 理 由
 - 1 当審査会の事実認定

(略)

- 2 当審査会の判断
- (1)請求人に発病した精神障害の病名と発病時期について、D医師は、平成30年8月22日付け意見書において、平成28年8月6日頃に「F32 うつ病エピソード」(以下「本件疾病」という。)を発病したと判断している。被災者の症状及びその経過からみて、D医師の判断は妥当なものであると認められる。
- (2) 精神障害の業務起因性の判断基準は、決定書に記載の認定基準のとおりである。
- (3)請求人は、本件疾病の発病前おおむね6か月間(以下「評価期間」という。) における業務による心理的負荷をもたらす出来事があったと述べていることから、以下検討する。
 - ア 違法行為を強要されたについて

請求人は、違法行為を強要されたとして主張している。しかしながら、いずれの出来事も、一件記録からは事実関係が確認できず、また、請求人からも具体的にこれを証する資料が提出されていないことから、心理的負荷の評価の対象とすることはできない。

イ 配置転換があったについて

請求人は、配置転換につき主張している。

請求人の主張を認定基準別表1の具体的出来事「配置転換があった」(平均的な心理的負荷の強度「II」)に当てはめて、心理的負荷の強度を検討すると、決定書に説示するとおり、営業部には課長などの管理職はいないが、課長代理を配置し、ベテランも多く、トラブルについてはそれぞれの担当が処理していること、請求人は過去に営業部の一部門での勤務経験があったことがうかがえる。また、配置転換後の時間外労働時間数に変化が認められな

いことから、請求人が営業部長としての業務に対応するのに多大な労力を費やしたとは認められず、その心理的負荷の総合評価は「弱」と判断する。

なお、請求人は、営業部長就任時には、新規設備が先行投資されていた旨主張しているが、投資は新規顧客の獲得を見込んだ計画ではあったものの、 既存取引先に対するものであり、認定基準別表1の具体的出来事の「新規事業の担当になった。会社の立て直しの担当になった」には該当しないことから、「配置転換があった」に含めて評価を行った。

ウ 達成困難なノルマが課されたについて

請求人はノルマに関して主張していることから、認定基準別表1の具体的出来事「達成困難なノルマが課された」(平均的な心理的負荷の強度「II」)に当てはめて検討すると、決定書に説示するとおり、E社長らの申述から、売上計画はあくまで目標であったと考えられること、売上計画について社内でチェックを受けることはあったものの売上目標が未達成の場合にもペナルティが課されていた事情は、一件記録を精査するも、確認できないことから、その心理的負荷の総合評価は、「弱」と判断する。

ところで、当該出来事は、上記イの「配置転換があった」の出来事に関連して生じた出来事と認められるところであり、上記イの出来事後の状況とみなして、その心理的負荷を評価しても、心理的負荷の総合評価は「弱」にとどまるものと判断する。

エ 会社で起きた事故、事件について責任を問われたについて

請求人は平成28年7月に会社で起きた事故に関して主張していることから、認定基準別表1の具体的出来事「会社で起きた事故、事件について責任を問われた」(平均的な心理的負荷の強度「II」)に当てはめると、決定書に説示するとおり、F部長、G部長らの申述から、仕分ミスについては、会社の倒産を招きかねない事態や大幅な業績悪化につながる事態などには当たらず、事後対応については、H部や実務者レベルで対応していると認められる。

また、一件記録を精査するも、請求人が責任を問われ重いペナルティを課された事情も認められないことから、心理的負荷の評価の対象となる出来事とは認められない。

(4) 以上にみたとおり、請求人の業務による心理的負荷の総合評価が「弱」とな

る出来事が2つであることから、業務による心理的負荷の全体評価は「弱」ということができる。

したがって、請求人に発病した本件疾病は業務上の事由によるものということはできない。

(5) なお、請求人のその余の主張にも子細に検討したが、上記判断を左右するものは見いだせなかった。

3 結 論

よって、本件処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はないことから、 請求人の本件再審査請求を棄却することとして、主文のとおり裁決する。

令和2年4月24日